

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第6号

職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の修学部分休業に関する規則（平成17年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（人事委員会規則で定める手当）</u> 第4条 条例第3条の人事委員会規則で定める手当は、佐賀県職員 特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号） 第31条の2各号に定める特殊勤務手当とする。</p> <p>第5条 略 （給与の減額）</p> <p>第6条 条例第3条に規定する給与の減額方法については、佐賀県 職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規 則第9号）第18条及び第19条の規定を準用する。この場合におい て、同規則第18条中「県職員給与条例第12条及び学校職員給与条 例第13条の規定により給与の減額の対象とされる承認なくして勤 務しなかった時間数」とあるのは「地方公務員法第26条の2第1 項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間 数」とし、同規則第19条第1項中「に対応する額及び地域手当に 対応する額」とあるのは「に対応する額（給料の調整額及び教職 調整額を含む。）、管理職手当に対応する額、地域手当に対応す る額、定時制通信教育手当に対応する額、産業教育手当に対応す る額、農林漁業普及指導手当に対応する額、義務教育等教員特別 手当に対応する額、初任給調整手当に対応する額及び職員の修学 部分休業に関する規則（平成17年佐賀県人事委員会規則第1号。 以下「修学部分休業規則」という。）第4条に規定する特殊勤務 手当に対応する額」と、「給料及び地域手当」とあるのは「給料</p>	<p>第4条 略 （給与の減額）</p> <p>第5条 条例第3条に規定する給与の減額については、佐賀県職員 の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第 9号）第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、 同規則第18条中「県職員給与条例第12条及び学校職員給与条例第 13条の規定により給与の減額の対象とされる承認なくして勤務し なかった時間数」とあるのは「地方公務員法第26条の2第1項の 規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数」 とする。</p>

改正前	改正後
<p>(給料の調整額及び教職調整額を含む。)、管理職手当、地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び修学部分休業規則第4条に規定する特殊勤務手当」と読み替えるものとする。</p> <p>第7条・第8条 略 様式第2号(第7条関係) 略</p>	<p>第6条・第7条 略 様式第2号(第6条関係) 略</p>

附 則

この規則は平成26年4月1日から施行する。